

弥富市一般競争入札における参加資格要件の確認及び指名競争入札における業者の選定に係る本店等及び支店等の認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、弥富市入札参加資格者名簿に登載された者のうち、弥富市一般競争入札（建設工事）実施要領及び弥富市一般競争入札（物品等）実施要領に基づく入札参加資格要件の確認並びに弥富市建設工事等請負業者選定要領及び弥富市物品の買入れ等業者選定要領に基づく指名業者の選定を公平かつ公正に処理するため、本店等及び支店等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 本店又は本社（以下「本店等」という。）及び支店、支社又は営業所（以下「支店等」という。）は、市と契約締結を完結できなければならない。なお、建設業にあつては、当該本店等及び支店等は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可を受けていなければならない。

2 前項に定めるもののほか、本店等又は支店等として認定するに当たって必要な要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事務所としての形態を整えていること。

事務等を執り行える事務用什器（机、椅子など）及び事務用機器（電話、ファックス等の通信機器及び複写機など）が具備されているとともに、事務所の所在を明らかにする看板又は表札が表示されていること。

(2) 常時連絡がとれる体制となっていること。

常時不在転送電話になっていたり、単なる取次ぎ又は単なる連絡員を配置していたりしている場合は、本店等又は支店等としては認めない。したがって、単なる事務連絡所、工事事務所、作業所等は本店等又は支店等としては認めない。

(3) 営業に係る帳簿類等を備え付けて、保存管理していること。

3 前2項に定めるもののほか、支店等として認定するに当たって必要な要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 直接雇用関係にある1人以上の職員が配置されていて、かつ、建設業にあつては、法第7条第2号に規定する専任の技術者が常駐していること。

職員（建設業にあつては、職員及び専任の技術者）が市外の本店などと兼務

となっていて、不在の状況が頻繁となっている場合は、支店等としては認めない。したがって、職員等の自宅又は住居で当該職員以外の事務員がいない場合などは、支店等としては認めない。

(2) 出勤簿等で、職員の勤務状態が常に確認できること。

附 則

この基準は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1号様式

組織図、案内図及び写真（支店等提出用）

登録番号	
------	--

所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

支店等の名称 \_\_\_\_\_

支店等の代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

次のとおり、支店等の組織図、案内図及び写真について報告いたします。

支店等の組織図（職・氏名を記入） 支店専任技術者を明記（建設業の場合）

\* 常時連絡場所があること（転送電話は不可）。

技術職員 人

事務職員 人

\* 出勤簿、タイムカード等で、職員の勤務状態が確認できる資料の写しを添付してください。

案内図

ここに事務所の外観  
写真を貼付してください。  
(社名表示の確認できるもの)

ここに事務所の内観  
写真を貼付してください。  
(事務用什器、事務用機器、帳簿類等の備付けが確認できるもの)

別記第2号様式

公共料金納付状況報告書（支店等提出用）

登録番号	
------	--

所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

支店等の名称 \_\_\_\_\_

支店等の代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

次のとおり、公共料金（上下水道使用料金等）の納付状況について報告いたします。

<p>ここに公共料金領収書等の 写しを貼付してください。 (請求先住所及び社名等表示が確認できること。)</p>
--